

島根県治山アドプト制度実施要領

(目的)

第1条 島根県治山アドプト制度（以下「制度」という。）は、島根県が管理する治山施設、地すべり防止施設及び島根県山地災害危険地区を地域住民等の団体（以下「実施団体」という。）が、島根県と市町村の支援のもとに清掃、巡視・点検等のボランティア活動を通じて、防災意識の向上、警戒避難体制の充実を図ることを目的とする。

(名称及び内容)

第2条 制度には、以下の事業を設ける。

① 「警戒・避難等事業」

山地災害危険地区の巡視、避難経路の策定や避難訓練、防災講習会等を行うもの

② 「施設点検事業」

治山施設及び地すべり防止施設の巡視等を行うもの

③ 「環境整備事業」

治山施設の水路等の清掃、人家等周辺施設の草刈等を行うもの

(市町村との協力)

第3条 制度を実施しようとするとき、該当施設を管理する農林振興センター所長、県土整備事務所長、隠岐支庁長（以下「所長」という。）と該当地域の市町村長（以下「市町村長」という。）は、治山アドプト制度に関する覚書（様式－1）を締結する。

2 前項の所長の区分は、地すべり防止区域内施設の場合は該当県土整備事務所長及び隠岐支庁長（県土整備局）とし、その他の治山施設は該当農林振興センター所長及び隠岐支庁長（農林局）とする。

(実施団体の資格)

第4条 実施団体となることを希望する者は、市町村長に実施団体認定申込書（様式－2）を提出するものとする。

2 実施団体認定申込書を提出できる者は、山地災害危険地区や県管理の治山施設が存在する地域において警戒・避難訓練、点検、清掃等のボランティア活動を行い又は行おうとする地域住民団体、学校、個人又は企業若しくはその従業員の団体とする。

(実施団体の認定)

第5条 実施団体希望者から実施団体認定申込書を受理した市町村長は意見を添えて所長へ提出するものとする。

2 所長は、審査のうえ実施団体を認定するものとする。その場合は、実施団体に実施団体認定証（様式－3）を交付するものとする。なお、市町村長が実施団体認定に異議がある場合及び活動内容が制度に合致しないものは認定しないこととする。

(事業計画の提出及び実施団体協定)

第6条 認定を受けた実施団体は、制度を利用して各事業を実施する場合、事業計画書（様式－4）を市町村長に提出しなければならない。

2 実施団体から事業計画書の提出を受理した市町村長は活動内容を確認して所長へ提出するものとする。

3 所長は、審査のうえ実施団体と速やかに制度に関する協定（以下「実施団体協定」という。）（様式－5）を締結するものとし、その写しを市町村長へ送付する。

(実施団体協定の対象区域)

第7条 各事業の実施団体協定の対象となる区域は、山地災害危険地区や治山施設が存在する地域とする。

(実施団体協定の期間)

第8条 協定の期間は1年間を標準とするが、所長及び実施団体が協議うえ複数年の協定もできることとする。

(土地所有者との協力)

第9条 実施団体は、制度を実施しようとするときは、該当する土地所有者と協力して事業を実施するものとする。

(助言)

第10条 市町村長及び所長は実施団体の活動に対して助言ができるものとする。

(実施団体認定及び実施団体協定の解除)

第 11 条 所長は、実施団体が実施団体認定及び実施団体協定の解除を申し出たとき、実施団体が実施団体協定の各条に規定する義務を果たしてないと認められるとき又は実施団体としてふさわしくないと認められるときは、実施団体認定を取り消し、実施団体協定を解除するものとする。

(実績報告)

第 12 条 所長は、実施団体から活動報告がなされた後、実績報告書（様式一
6）を 4 月 30 日までに森林整備課長に報告しなければならない。

附則

この要領は、平成 19 年 8 月 10 日から施行する。